

## 一般社団法人レジリエンス協会 運営規程

### 1 会員

会員について次のとおり定める。

1.1 会員の有効期間は4月1日から翌年3月31日とする。

1.2 年会費は次のとおりとする。但し、10月1日以降に新規に入会した場合は、当該年度の年会費を免除する。

(1) 法人会員：100,000円(非課税)

(2) 個人会員：10,000円(非課税)

(3) 学生会員：5,000円(非課税)

1.3 法人会員の登録メンバーは10名まで可とし、登録メンバーは、総会への議決権を除き、個人会員と同等に扱う。

1.4 学生会員は、個人会員のうち、短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在學生に適用される。

1.5 会費請求時に定めた納付期限を超過した後、1回目の督促を行った日より起算して180日以上経過し、さらにその間も含め2回以上の督促を行った上で、なおも会費を滞納する会員については、弁明の機会を設けた上で、理事会の承認を経て、定款の定めに従い会員の退会手続きを行う。

### 2 幹事

2.1 本協会に役員とは別に幹事を置く。

2.2 幹事は、理事会に(傍聴)参加でき、さらに議長の承認によって意見を述べるができる。ただし、議案の評決には参加できない。

2.3 幹事は、理事の推薦にもとづき理事会が審議し委嘱する。

2.4 幹事の定数は30名以下とする。

2.5 幹事の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

### 3 顧問

3.1 本協会に顧問を置く。

3.2 顧問は、理事会に(傍聴)参加でき、さらに議長の承認によって意見を述べるができる。ただし、議案の評決には参加できない。

3.3 顧問は、会長、副会長及び理事を合算で4年以上経験した者から、理事会が審議し委嘱する。

3.4 顧問の定数は定めない。

3.5 顧問の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

### 4 理事の業務

理事は当協会の執行について、会員と協力しながら次の業務を司る。なお、定例理事会は当協会が開催する定例会の日に開催される。

- (1) レジリエンスの諸問題についての調査研究事業で、具体的には次の業務など
  - ・ ISO のレジリエンス関係文書の調査研究
  - ・ 政府のレジリエンス関係文書の調査研究
  - ・ 学会および他協会のレジリエンス関係文書の調査研究
- (2) レジリエンスの評価に関する事業で、具体的には次の業務など
  - ・ 当協会に設置される研究会の活動支援
  - ・ 学会および他協会のレジリエンス関係文書の調査研究
- (3) レジリエンスの向上に関する人材育成事業で、具体的には次の業務など
  - ・ 当協会主催の定例会の開催に関する業務で、企画、講師選定、執筆依頼、会場の確保、参加者募集、当日の運営(司会、受付、参加費徴収、領収書発行、会場設営)、その他関係する業務
- (4) レジリエンスの問題に関する情報収集及びその提供事業で、具体的には次の業務など
  - ・ 会報「レジリエンス・ビュー」の筆者探し、執筆依頼、編集、発行
  - ・ 「メルマガ」の執筆依頼、編集、発行
  - ・ ウェブサイトの企画、編集、運営
  - ・ Facebook の企画、編集、運営
- (5) レジリエンスの技術に関する内外の関係団体との交流及び協力事業で、具体的には次の事業など
  - ・ レジリエンス関係団体との協力
- (6) その他、当協会の目的を達成するために必要な事業で、具体的には次の事業など
  - ・ 入出金管理(帳簿付け、会員総会および定例理事会での報告)
  - ・ 決算の承認
  - ・ 監査報告書の承認
  - ・ 会員管理(名簿管理、年会費の請求、入金確認、入金催促、会員総会および定例理事会での報告)
  - ・ 文書管理(登記等法定記録の維持と管理、定款および規程類の管理、会員総会および理事会の議事録の作成と管理)
  - ・ インフラ管理(Google アカウント、こくち一ず、Web サイト等)

## 5 常務会

常務会は代表理事と常務理事で構成し、議決について次のとおり定める。

### 5.1 議決の対象案件は次のとおりとする。

- (1) 理事会で常務会に専決が付託された案件
- (2) 他の組織との共催、後援、協賛、支援などの案件
- (3) その他 2 年以内に執行例がある経常的業務の決裁案件

### 5.2 議決は全員一致とし、意見が分かれた場合は理事会に付す。

### 5.3 全ての決定及び結果経緯は理事会への事後報告を要する。

## 6 監事の業務

監事は、次の業務を司る。

- (1) 理事の業務執行状況を監査する
- (2) 協会の財産の状況を監査する
- (3) 協会の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを会員総会に報告する。場合によって主務官庁へ報告する
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集する
- (5) 理事の業務執行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べる

## 7 経費の支給

役員(会長、副会長、理事及び監事)が、理事会への出席、定例会の講師調整等、広く協会の運営に関わる交通費、および名刺代等の実費を支給するが、理事会での事後承認を必要とする。

以上

制定	2015年7月25日	一般社団法人レジリエンス協会	理事会
修正	2016年6月22日	一般社団法人レジリエンス協会	理事会
修正	2017年3月17日	一般社団法人レジリエンス協会	理事会
修正	2018年6月19日	一般社団法人レジリエンス協会	理事会
修正	2021年4月26日	一般社団法人レジリエンス協会	理事会